

議案第15号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部14の項を次のように改める。

14	地方税に係る事務に関する証明書の交付	(1) 特別区税等の納税に関する証明書交付手数料 (2) 特別区税等の課税又は非課税に関する証明書交付手数料	1件につき 300円 1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1件につき200円とする。	交付のとき。
----	--------------------	---	---	--------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(墨田区手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例（令和7年墨田区条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則に1項を加える改正規定中「、特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書及び特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書」を「及び特別区税等の課税又は非課税に関する証明書」に改める。

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステムの標準化の実施に伴い、地方税に係る事務に関する証明書の交付に係る手数料の名称を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。